

仕事と育児の両立を進めましょう

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 労働者　※配偶者が専業主婦（夫）の場合や、夫婦同時にも取得できます【有期契約労働者の場合】申出時点で子が1歳6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合 |
| ※１対象外 | □　入社1年未満の労働者□　申出の日から1年以内（1歳6か月又は2歳までの育児休業の場合は6か月以内）に雇用関係が終了する労働者□　1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 |
| 休業期間 | ・原則、子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの間で労働者が希望する期間・配偶者も育児休業をしている場合、合計1年を限度として子が1歳2か月に達するまでの間で労働者が希望する期間・子が保育園に入所できない等の理由がある場合は最長子が2歳に達する日まで延長可能 |
| 取得回数 | 令和4年10月以降分割して2回まで取得可能。 |
| 申出期限 | 原則休業の1か月前までに　〇〇〇〇　　　まで申し出て下さい。 |

**育児休業について**

夫婦で協力して育児をするため

積極的に取得しましょう。

※１　育児休業の申出を拒むことができる労働者について労使協定を締結しているものにチェックを

**出生時育児休業について**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 男性労働者（養子の場合女性も対象）※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます【有期雇用労働者の場合】申出時点で、出生後8週間を経過する日の翌日から起算して6か月を経過する日までに労働契約が終了し、更新されないことが明らかでない場合 |
| 期間 | 子の出生後8週間以内に労働者が希望する4週間までの期間 |
| 取得回数 | 一括または分割して2回での取得可能（まとめて申し出ることが必要） |
| 申出期限 | 原則休業の（2週間前・※２１か月前）までに　〇〇〇〇　まで申し出て下さい。 |
| ※３休業中の就業 | 調整等が必要になる為、まず　〇〇〇〇　までご相談下さい。 |

※２　出生時育児休業の申出期限について労使協定を締結している場合、不要抹消

※３　出生時育児休業について労使協定を締結していない場合は抹消

**育児休業給付金について**

育児休業期間中、以下の要件を満たせば雇用保険より育児休業給付金が支給されます。

**【支 給 額】** 休業開始時の賃金の６７％（180日経過後は５０％）

**【受給要件】** □　雇用保険の被保険者である。

□　育児休業に入る前の2年間のうち11日以上働いた月が12か月以上ある。

　　 （満たさない場合は産前休業開始日前より2年間のうち11日以上働いた月が12か月以上）

□　育児休業後、退職予定がない。

□　育児休業中、会社から賃金が発生していない。

**育児休業期間中の社会保険料の免除について**

要件を満たせば育児休業をしている間の社会保険料が被保険者・事業主負担分共に免除されます。

**【免除期間】**育児休業等開始日が含まれる月から**終了した日の翌日が含まれる月の前月分**まで

※令和４年１０月以降は、上記に加えて、

①育児休業開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除となります

②賞与・期末手当等月の末日を含んだ連続した１か月を超える育児休業等を取得した場合に

限り賞与・期末手当等の保険料も免除の対象となります。



当社では、育児休業の申出をしたこと、又は取得したことを理由として

不利益な取扱いをすることはありません。

また、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

**ハラスメント・育児休業等に関する相談窓口**

　（ハラスメントに関して）

　（育児休業等の制度に関して）

育児休業・出生時育児休業の取得の意向について、以下を記載し、このページのコピーを

**令和　〇　　年　〇　　月　〇　日までに　　〇〇〇〇　　　　　まで提出して下さい。**

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　属 |  |
| 氏　　名 |  |
| 該当箇所に〇 | 【　　　】育児休業を取得する。 |
| 【　　　】出生時育児休業を取得する。　　　　　　（男性については育児休業も出生時育児休業も取得することができます） |
| 【　　　】取得する意向はない |
| 【　　　】検討中 |

**※この提出をもって育児休業（出生時育児休業）が取得出来るものではありません。**

**期日までに所定の育児休業（出生時育児休業）申出書をご提出下さい。**



個別周知・意向確認書　記載要領

仕事と育児の両立を進めましょう

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **周知・意向確認を行う実施時期**

|  |  |
| --- | --- |
| 【労働者からの申出のタイミング】 | 【措置のタイミング】 |
| 予定日の1か月半以上前 | 予定日の1か月前まで |
| 予定日の1か月前 | 申出から2週間以内 |
| 予定日の1か月前から2週間前 | 申出から1週間以内 |
| 予定日の2週間前以降や子の出生後 | できる限り速やかに |

対象者 | 労働者　※配偶者が専業主婦（夫）の場合や、夫婦同時にも取得できます【有期契約労働者】申出時点で子が1歳6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合 |
| ※１対象外 | 1. 入社1年未満の労働者
2. 申出の日から1年以内（1歳6か月又は2歳までの育児休業の場合は6か月以内）に雇用関係が終了する労働者
3. 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
 |
| 休業期間 | ・原則、子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの間で労働者が希望する期間・配偶者も育児休業をしている場合、合計1年を限度として子が1歳2か月に達するまでの間で労働者が希望する期間・子が保育園に入所できない等の理由がある場合は最長子が2歳に達する日まで延長可能 |
| 取得回数 | 令和4年10月以降分割して2回取得可能。 |
| 申出期限 | 原則休業の1か月前までに　　　　　　　　まで申し出て下さい。 |

**育児休業について**

令和4年4月～

妊娠・出産（本人・配偶者）の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認が義務化**されました。

**【周知事項】**

1. 育児休業（出生時育児休業）に関すること
2. 育児休業（出生時育児休業）の申出先
3. 育児休業給付に関すること
4. 労働者が育児休業（出生時育児休業）期間について負担すべき社会保険料の取扱い

**【周知・意向確認の方法】**

1. 面談　②書面交付　（*労働者が希望する場合に限り　③FAX　④電子メール等も可能*）

この様式は**②書面交付の際の例**になります。この様式を編集する場合や、会社独自のものを作成する際には周知事項（１）から（４）は必ず入れるようにして下さい。

※１　育児休業の申出を拒むことができる労働者について労使協定を締結していない場合は記載不要

**出生時育児休業について**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 男性労働者（養子の場合女性も対象）※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます【有期雇用労働者の場合】申出時点で、出生後8週間を経過する日の翌日から起算して6か月を経過する日までに労働契約が終了し、更新されないことが明らかでない場合 |
| 期間 | 子の出生後8週間以内に労働者が希望する4週間までの期間 |
| 取得回数 | 一括または分割して2回での取得可能（まとめて申し出ることが必要） |
| 申出期限 | 原則休業の（2週間前・※２１か月前）までに　　　　　　　　　まで申し出て下さい。 |
| ※３休業中の就業 | 調整等が必要になる為、まず　　　　　　　　　　までご相談下さい。 |

※２　出生時育児休業の申出期限について労使協定を締結している場合、不要抹消

※３　出生時育児休業について労使協定を締結していない場合は抹消

**育児休業給付金について**

育児休業期間中、以下の要件を満たせば雇用保険より育児休業給付金が支給されます。

**【支 給 額】** 休業開始時の賃金の６７％（180日経過後は５０％）

**【受給要件】** □　雇用保険の被保険者である。

□　育児休業に入る前の2年間のうち11日以上働いた月が12か月以上ある。

　　 （満たさない場合は産前休業開始日前より2年間のうち11日以上働いた月が12か月以上）

□　育児休業後、退職予定がない。

□　育児休業中、会社から賃金が発生していない。

**育児休業期間中の社会保険料の免除について**

要件を満たせば育児休業をしている間の社会保険料が被保険者・事業主負担分共に免除されます。

**【免除期間】**育児休業等開始日が含まれる月から**終了した日の翌日が含まれる月の前月分**まで

※令和４年１０月以降は、上記に加えて、

①育児休業開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除となります

②賞与・期末手当等月の末日を含んだ連続した１か月を超える育児休業等を取得した場合に

限り賞与・期末手当等の保険料も免除の対象となります。



当社では、育児休業の申出をしたこと、又は取得したことを理由として

不利益な取扱いをすることはありません。

また、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

**ハラスメント・育児休業等に関する相談窓口**

　（ハラスメントに関して）　　　○○課　　○○　○○　TEL（　　　　　　　）内線（　　　）

　（育児休業等の制度に関して）　○○課　　□□　□□　TEL（　　　　　　　）内線（　　　）

育児休業・出生時育児休業の取得の意向について、以下を記載し、このページのコピーを

※ 相談窓口は設けるだけでは足らず、実質的な対応可能な窓口が設けられており、労働者に周知し、利用しやすい体制の整備が必要です。

**令和　　　年　　　月　　日までに　　　　　　　　　　まで提出して下さい。**

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　属 |  |
| 氏　　名 |  |
| 該当箇所に〇 | 【　　　】育児休業を取得する。 |
| 【　　　】出生時育児休業を取得する。　　　　　　（男性については育児休業も出生時育児休業も取得することができます） |
| 【　　　】取得する意向はない |
| 【　　　】検討中 |

**※この提出をもって育児休業（出生時育児休業）が取得出来るものではありません。**

**期日までに所定の育児休業（出生時育児休業）申出書をご提出下さい。**